

松江市学力調査実施業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本業務は、調査結果に基づいて今後の教育施策の充実と学校における指導の一層の改善を図るために、価格面のみでなく調査問題の内容や返却されるデータの質が要求される。本事業や国の示す学習指導要領に精通し、業務遂行能力に優れた最適な事業者を選定するため、プロポーザル方式を採用する。また、能力のある優れた事業者を広く募集するために、公募型のプロポーザルを行う。

2. 業務概要

(1) 業務名

松江市学力調査実施業務委託

(2) 業務内容

別紙「松江市学力調査実施業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

松江市立小中義務教育学校

(5) 提案上限額

9,247,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

この金額には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、市との打合せに要する費用を含む。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 松江市による指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立がなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- (5) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (6) 過去3カ年（令和4～6年度）に、国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体と同種又は類似する業務の契約を締結し、履行した実績を有すること。
- (7) 業務終了までの間、松江市教育委員会との協議、連絡調整が随時行えること。

4. スケジュール

項目	日程等
実施要領等の公開（ホームページ掲載）	令和7年5月26日（月）
質問書の提出期限	令和7年5月30日（金）12時必着
質問書に対する回答	令和7年6月4日（水）予定
参加表明書の提出期限	令和7年6月6日（金）12時必着
企画提案書の提出期限	令和7年6月20日（金）17時必着
プレゼンテーション審査	令和7年7月10日（木）予定
審査結果通知	令和7年7月14日（月）予定
契約締結	令和7年8月初旬 予定

5. 質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

(ア) 提出書類 質問書（様式1）

(イ) 提出期限 令和7年5月30日（金）12時必着

(ウ) 提出方法 電子メールにて提出することとし、電子メール送信後、担当者まで電話にて送信確認を行うこと。

(エ) 提出先 「12. 提出先及び問い合わせ先」のとおり

(2) 質問書に対する回答

令和7年6月4日（水）までに本市ホームページに掲載する。ただし、質問者の氏名や企業名は公表しない。また、電話や口頭による照会には対応しない。

6. 参加表明書の提出

(1) 提出書類（各1部）

①プロポーザル参加表明書（様式2）

②誓約書（様式3）

③役員等名簿（様式4）

④登記簿謄本又は登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）

⑤会社等組織概要（会社案内、要覧、定款等）

⑥過去の類似事業実績（様式自由）

⑦国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（発行後3か月以内のもの）

(2) 提出期限 令和7年6月6日（金）12時必着

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。なお、持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く9時から17時までとする。また、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとする。

(4) 提出先 「12. 提出先及び問い合わせ先」のとおり

7. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

①企画提案書（様式5）（正本1部、副本8部）

②見積書（様式6）（1部）

③応札役務仕様書（様式7）（正本1部、副本8部）

④プロポーザル審査の参加に関し支店又は営業所等に権限が委任されている場合

委任状（様式8）（1部）

(2) 提出期限 令和7年6月20日（金）17時必着

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。なお、持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く9時から17時までとする。また、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとする。

(4) 提案書類について

(ア) 企画提案書

「仕様書」及び「公募型プロポーザル実施要領」の内容を踏まえ、詳細かつ具体的な提案を記載すること。記載内容は自由だが、次の①～⑤の内容についての提案は、必ず行う。

①業務に係る事業計画や全体のスケジュールについて

②学力調査問題の作成体制と問題等のサンプルについて

小学校第6学年の国語・算数、中学校第2学年の国語・数学・英語について、「主として『活用』に関する問題」にあたる大問のサンプルを1問ずつ作成して提出すること。

大問は小問3問程度で構成し、それぞれの問題について、問題作成の意図、採点基準、模範解答を記載した資料を添付すること。

③調査問題の配送・回収・採点・集計のしくみについて

④調査結果資料や各帳票の内容・体裁について

各帳票のサンプルを提出すること。個人帳票については、個別指導に活かすことができる工夫について提案すること。

⑤事業全体を通したセキュリティについて

(留意点)

※上記の各内容の提案について、提供資料等のサンプルを補足資料として提出することは可能。また、サンプルの様式は自由。その他、本事業の目的を達成するために有効と思われる手法やデータがあれば提案すること。

(イ) 見積書

各業務における費用の積算根拠が明らかになるように作成すること。

8. 審査方法

松江市学力調査実施業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書及びプレゼンテーションによる審査により、別紙「審査基準表」に基づき評価する。

(1) プレゼンテーションの実施

(ア) 実施日 令和7年7月10日（木）予定

※プレゼンテーションの時間及び場所については、プロポーザル審査参加表明書提出者に電子メールにて別途連絡する。

(イ) 実施方法 ・企画提案書に基づくプレゼンテーションによる審査を行う。

・提案者ごとに、提案書に基づくプレゼンテーション15分、質疑応答15分の時間を設定する。

9. 審査基準

審査にあたっては、実施体制と業務遂行能力、問題作成業務、採点・集計・結果分析業務、セキュリティの確実性、事業金額の妥当性等の評価基準に基づき審査する。

【審査基準】

審査項目	評価基準
実施体制と業務遂行能力	業務遂行に関する体制と能力
問題作成業務	調査問題作成の能力及び創意工夫等
採点・集計業務	採点・集計業務の能力及び調査結果資料等の創意工夫等
結果分析業務	結果を改善につなげるための分析手法の創意工夫等
セキュリティの確実性	機密の保持や個人情報の取り扱いに対する措置の確実性
事業金額の妥当性	事業金額の積算根拠の妥当性

※委員会の評価点の合計が全体の6割未満である場合は、委託候補者としては選定しないものとする。

10. 審査結果の通知・公表

審査結果は、プレゼンテーション参加者宛に電子メールで通知し、後日文書での通知と本市ホームページで公表する。なお、選定理由の問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

ホームページでの公表内容は、審査委員、参加事業者名、委託事業者名、審査結果とする。

11. 契約締結

受託候補者と契約に係る協議を行い、内容について合意の上、業務仕様書を作成するものとし、業務仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。なお、提出された企画提案書等の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、協議の上企画提案書等の内容を一部変更する場合がある。

12. 提出先及び問い合わせ先

松江市教育委員会 学校教育課 学び推進係（担当：大塚・野津）

〒690-8540 島根県松江市末次町8番地（第4別館3階）

電話：0852-55-5417（対応時間：土日祝祭日を除く8時30分～17時15分）

FAX：0852-55-5251

E-mail：manabi@city.matsue.lg.jp